

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第2回会議) 議事録

日時：平成30年8月22日(水) 15:30~16:30

場所：仙台市役所2階 第1委員会室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、長野正裕委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上10名、五十音順

【仙台市職員】

(健康福祉局)

郷家保険高齢部長、伊勢高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、木村地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、高橋地域包括ケア推進課推進係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

(区役所)

伊藤若林区障害高齢課長、都丸太白区障害高齢課長、樋口泉区障害高齢課長

〈議事要旨〉

1 開会

2 議事

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出

暫定で、事務局が進行。

委員長については、仙台市介護保険条例施行規則第24条第5項の規定により互選。大内委員から、委員長に井野委員を推薦する旨の発言があり、全会一致で決定。

(委員長挨拶)

委員長職務代理者については、仙台市介護保険条例施行規則第24条第7項の規定により、井野委員長が鈴木委員を指名。鈴木委員了承。

以下、委員長による議事進行。

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については大内委員に依頼→大内委員了承

(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について

松本地域包括ケア推進課長から説明（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、参考資料 1）

【質疑応答】

森 委 員：地域包括支援センターの運営状況に関して、今年度から委託費のなかに事務所賃料分の加算が新設されたことについて伺う。これまでも、センターの事務所賃料はかかっていたものと思うが、今年度から加算を新設した理由・背景は如何か。また、他の自治体では、事務所賃料を委託費として支払っているのか。

松 本 課 長：地域包括支援センターに対しどのような支援があれば、効果的なセンター運営ができるのか、色々な場面で意見を伺い、情報交換等を行っている。様々な要望を受ける中で、本市としてどのような支援が実施できるか、制度を検討し、予算が必要な施策については予算要求等を行っている。予算要求の結果、承認を得られたことから、今年度より事務所賃料分の加算を新設することができたところである。現在の状況だと、市内 52 センターのうち、およそ 6 割のセンターが事務所賃料の加算を受けられる見込みである。

他都市の状況については調査を実施しており、他の政令指定都市で事務所賃料の支払いを行っているところがあることを確認している。手元に資料が無く、正確な数字はこの場ではお答えしかねる。

森 委 員：介護関係では人件費が安く職員の待遇が悪いといわれている。そのような状況で新たに費用を設けるのであれば、事務所の家賃分よりも、人件費の方向で費用を振り向けるのが妥当ではないかと、個人の感想として述べさせていただく。

また、通常経理上の扱いでは、事務所賃料は固定費として扱われるものと思うが、資料中で事務所賃料は委託費の固定分ではなく実績加算分と区分されている。その理由を伺う。

郷 家 部 長：地域包括支援センターは、既存の自己施設に開設しているセンターと、民間の事務所を賃借しているセンターがある。これまでは、全センター一律で、同一の委託料の固定分から事務所賃料を負担する形であったため、民間の事務所を賃借しているセンターは、そうでないセンターと比較して事務所賃料分の固定費がかかっており、その分が人件費等の他の固定費を圧迫しているという現状があった。民間の事務所を賃借しているセンターについて、その実績に応じた賃料を加算することで、そうした状況を解消する狙いがある。そういった意味で、事務所賃料は委託料の固定分ではなく、実績加算分として区分を行っている。

若生委員：地域包括支援センターの事業のうち、権利擁護事業として“成年後見制度の活用促進など”と記載されている。センターの業務としては、制度のお知らせや案内が主なものかと思うが、成年後見制度を利用した人の、その後の苦情・悩みを受け止めるところが無いという声を聴く。裁判所や色々な事業所に行っても、相談を受けてもらえない。自分たちの声をどこで受け止めてもらえるのかといった話をいくつか聴いている。地域包括支援センターがそういう役目を担い、活用促進だけでなく、制度を利用した方の相談を聴く、あるいはアドバイスを行うということを、事業として是非行って欲しい。

また、認知症ケアパスについて伺う。個人版ケアパスまで作成され、私たちも関係者に個人版ケアパスを渡し、活用を促してきた。しかし、聞いたところによると、その後あまり活用されていないとの話であった。やはり、認知症ケアパスは自ら求め、自ら手に取らないと活用という気持ちにならないのかなと感じたところである。認知症ケアパスの普及の状況や、どのように活用されているのかについて、追跡調査などを行えるものか。

木村課長：認知症ケアパスについて、「認知症の人と家族の会」から当事者に対して、個人版ケアパスをどのように活用しているか調査していただき、感謝する。本市としても、ケアパスを配布した後の活用方法について、色々な手段を用いて調査を行いたいと考えている。また、全市版ケアパスも含め、どのようにして、必要とする方々の手に渡るようにするのか、活用していただくためにはどうすればよいのかを、今年度、当事者の方やご家族、関係者の方々と協議し、知恵をお借りしながら検討していきたい。

伊勢課長：成年後見制度の活用促進については、当然のことながら、“制度の活用に結び付けて終わり”ということではない。制度を利用しながらも、日常生活において、困りごとや不安な事柄があらうかと思うが、そのようなお話をお聴きし、対応していくことも地域包括支援センターの役割である。成年後見制度を利用したその先の悩み事についても、地域包括支援センターにご相談いただければと思う。関係機関と連携し、その方にふさわしい解決方法を探っていけるようにしたい。

井野委員長：他に質問等なければ、「(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を終了する。

- (3) 平成 30 年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
松本地域包括ケア推進課長、藤井介護事業支援課長から説明
(資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、参考資料 2)

【質疑応答】

井野委員長：質問等なければ、「(3) 平成 30 年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

3 その他

質疑応答なし

4 閉会